

修正箇所について

(下線部分が変更点)

修正後の改正案	意見募集時の改正案												
第 2 条 元自衛官の再任用は、次の表の左欄に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢の者のうちから行う。 <table> <tr> <td><u>陸士長、海士長及び空士長以下</u></td><td>3 4 歳未満</td></tr> <tr> <td><u>3 曹陸曹、3 等海曹及び 3 等空曹並びに 2 曹陸曹、2 等海曹及び 2 等空曹</u></td><td>4 8 歳未満</td></tr> <tr> <td><u>1 曹陸曹、1 等海曹及び 1 等空曹以上</u></td><td>4 9 歳未満</td></tr> </table>	<u>陸士長、海士長及び空士長以下</u>	3 4 歳未満	<u>3 曹陸曹、3 等海曹及び 3 等空曹並びに 2 曹陸曹、2 等海曹及び 2 等空曹</u>	4 8 歳未満	<u>1 曹陸曹、1 等海曹及び 1 等空曹以上</u>	4 9 歳未満	第 2 条 元自衛官の再任用は、次の表の左欄に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる年齢の者のうちから行う。 <table> <tr> <td><u>士 長 以 下</u></td><td>3 4 歳未満</td></tr> <tr> <td><u>3 曹及び 2 曹</u></td><td>4 8 歳未満</td></tr> <tr> <td><u>1 曹 以 上</u></td><td>4 9 歳未満</td></tr> </table>	<u>士 長 以 下</u>	3 4 歳未満	<u>3 曹及び 2 曹</u>	4 8 歳未満	<u>1 曹 以 上</u>	4 9 歳未満
<u>陸士長、海士長及び空士長以下</u>	3 4 歳未満												
<u>3 曹陸曹、3 等海曹及び 3 等空曹並びに 2 曹陸曹、2 等海曹及び 2 等空曹</u>	4 8 歳未満												
<u>1 曹陸曹、1 等海曹及び 1 等空曹以上</u>	4 9 歳未満												
<u>士 長 以 下</u>	3 4 歳未満												
<u>3 曹及び 2 曹</u>	4 8 歳未満												
<u>1 曹 以 上</u>	4 9 歳未満												